

就労証明書記入時の留意事項

No. 6	就労時間 (固定就労の場合)	就労の合計時間（月間）について、以下の項目を確認の上記載してください。 ○雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。 <u>育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。</u> ○<u>休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る）は含めてください。</u> また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週あたりの就労日数について記載してください。 ※この場合、一月を4週、一週を7日とします。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ○夜間勤務など日を跨ぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時の場合は「22時00分」～「29時00分」）で記載してください。 ○平日・土曜・日祝毎に就労時間帯を記載してください。 ○平日、土曜、日祝のいずれかが就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 (変則就労の場合)	日々の就労時間が定められていない変則就労の場合は、「就労時間（固定就労の場合）」の留意事項と併せて、以下の項目を確認の上記載してください。 ○雇用契約に基づく就労の合計時間と就労日数について、月間又は週間で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ○雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。
No. 7	就労実績 * 有給休暇は日数・時間数に含み、残業・休憩時間は時間数に含む	直近3カ月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。 なお、産前産後・育児休業等により直近3カ月において1月分の就労実績がない場合は、産前産後・育児休暇等取得月を除いた就労実績を記載してください。 （例：産前休業を6月15日から取得した場合は、3・4・5月分の実績をご記入ください） また、その旨をNo.8～10、No.18のいずれかに記載してください。 ○就労日数には有給休暇取得数、就労時間数には有給休暇取得の時間数、残業時間、休憩時間を含めてください。 ○育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載した上で、利用の詳細についてNo.12に記載してください。

就労証明書の記載に当たっては、記載要領とQ&Aも併せて以下のホームページよりご確認ください記載いただきますようお願いいたします。

《子育てサイトさがみはら》

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/hoikuen/1014960.html>

